

小規模な飲食店等に 消火器具の設置が必要に！

平成28年12月22日に発生した糸魚川市飲食店火災の出火原因が大型コンロの消し忘れであり、この火災を受けて消防法令が改正され、飲食店等に原則として延べ面積にかかわらず、平成31年10月1日から消火器具の設置が必要になります。



ただし、防火上有効な措置として、調理油加熱防止装置や自動消火装置等が講じられた火を使用する設備または器具のみを用いる飲食店等については、消火器具の設置は必要ありません。

また、消火器具の設置が必要な飲食店等は、消火器具の点検を6ヵ月ごとに実施し、1年に1回消防署長に報告する必要があります。

詳しくは、最寄りの消防署へお訪ねください。

問合せ＝奈良県広域消防組合大和郡山消防署 予防課
(☎59-1289)

「幸福の金魚」プレミアム商品券の 取り扱い参加店を募集します

10月8日(月・祝)に発行予定の第7回「幸福の金魚」プレミアム商品券の取り扱い参加店を募集します。

参加事業所資格＝大和郡山市商工会会員であり、大和郡山市内に店舗等を有する事業者

※市商工会に未加入の事業所は、会員に加入し参加することが可能。

※一部対象にならない業種もあります。詳しくは、下記へ問い合わせてください。

申込＝取扱参加店申込書(市商工会にあります)を、8月10日(金)までに市商工会へ提出してください

<第7回「幸福の金魚」プレミアム商品券発行概要>

・販売額・利用可能額＝1冊1万1,000円分を1万円で販売(プレミアム10%)。

※1,000円券1枚あたり20円分の事業所負担

・発行冊数＝3,000冊・発行日＝10月8日(月・祝)

・利用期間＝10月8日(月・祝)～平成31年3月31日(日)

問合せ＝市商工会(☎53-5955) (地域振興課)

後期高齢者医療保険 の交付について

限度額適用認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証)

医療費の限度額は所得区分によって異なります。医療機関では提示された「保険証」や「限度額適用認定証」を確認して、窓口での支払いを限度額までとすることになります。医療費が高額になる場合、あらかじめ保険年金課(窓口101番)で「限度額適用認定証」等の交付申請をし、医療機関に提示するようにしてください。申請には保険証と印鑑(代理人の場合は委任状等)が必要です。

所得区分		医療機関に提示するもの	
現役並み所得者	Ⅲ(住民税課税所得690万円以上)	保険証	(認定証は不要)
	Ⅱ(住民税課税所得380万円以上)	保険証	限度額適用認定証 ← 申請必要
	Ⅰ(住民税課税所得145万円以上)		
一般(住民税課税所得145万円未満)		保険証	(認定証は不要)
非課税世帯	低所得者Ⅱ		
	低所得者Ⅰ	保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証 ← 申請必要

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)